案件2 生駒市緑の基本計画について

令和4年7月7日 生駒市緑の市民懇話会

本日の主旨



緑の基本計画とは

- 花と緑と自然のまちづくりに向けた、市民・行政の取り組み方向
- 平成16年に策定され、令和2年を目標年次としている
- →今後も発展させ、新しい課題にも対応していく必要

本日の懇話会

- 1. 緑の基本計画の概要(H16~)
- 2. 社会の変化と都市緑地法等の改正(H29)
- →まずは概要をご説明

1. 緑の基本計画の概要

- ・ 緑の基本計画とは
- 将来像
- 取り組み方針等
- 評価指標と目標値

緑の基本計画とは

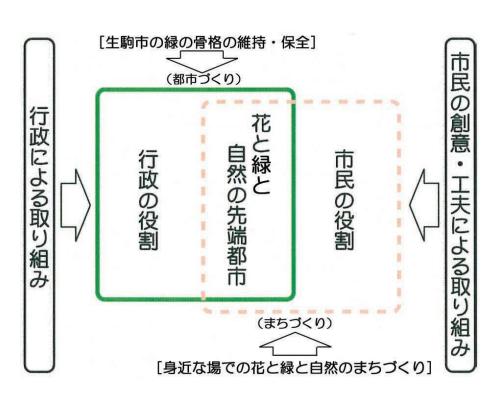


ポイント

花や緑に彩られ、身近に自然とふれあえる魅力的な都市環境のなかで暮らし続けるため、市民と行政は、何を課題とし、何に取り組むべきか

計画期間

H16策定~R2目標



市民の役割

「自分たちの環境は自分たちで管理する」認識で花と緑と自然のまちづくりに取り組む

行政の役割

- 種々の公共事業
- 市民の創意工夫や ニーズに応じ、仕組み を整え、支援する

将来像

花と緑と自然の将来像

後述の取組で目指す将来像



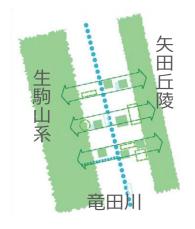
北部地域(ツリー型)

- ・富雄川は「緑の幹」、支流や一帯の樹林は「緑の枝」、 その先に住宅地が「緑の 房」のようにつながる
- ・今後の開発もこの構造に 組み込む



中・南部地域(ラダー型)

- ・樹林・農地、河川、ため 池、住宅地の緑や公園などをつなぎ、「緑の帯」に
- ・緑豊かな市街地景観と、 野鳥や昆虫の「渡り」空間 を守り育てる





取り組み方針 場所別に6分類し取り組みを整理

山地・丘陵の緑の環境に親しみ "自然を守る心"を未来に伝える



川の環境を取りもどし 生駒に "水と緑の骨格"を創り・育む



樹林・農地を活かして "まちなか の緑の厚み"を育み・伝える



市民の英知で"楽しく・使いやすい公園"を育む



民間施設と公共施設の緑化でまちなかに"花と緑のシンボル"を創る



"花と緑であふれる<mark>庭先・窓辺・まちかど"を</mark>創り・育む





山地・丘陵の緑の環境に親しみ"自然を守る心"を未来に伝える



- •市民が里山環境の保全・再生に取り組みやすくなる仕組みづくり
- 開発事業者等に生態系への影響緩和の配慮の呼び掛け
- •遊歩道・ハイキングコースの充実・整備
- •市内の公共施設やホームページ上で、森での楽しみ方や市民活動状況などを情報発信 など

川の環境を取りもどし 生駒に"水と緑の骨格"を創り・育む



- •市民活動支援を通した、個性ある水辺空間づくりとつながりづくり
- •水辺の緑化や修景、浸水拠点となる公園や緑地の整備
- 生物が生息できるよう配慮した河川改修やビオトープづくり
- •下水道整備・市民との清掃活動等を通した河川浄化 など



樹林・農地を活かして "まちなかの緑の厚み"を育み・伝える



- •樹林地等※の活用と保全に取り組む仕組みづくり
- 開発事業者等に生態系への影響緩和の配慮の呼び掛け
- 樹林地等での市民活動を支える仕組みづくり など
- ※ 歴史の森 樹林公園 市民の森 保護樹林・保護樹木

寺社・史跡などと一体の樹林地等を保全 レクリエーションや自然学習の場として開放(公園扱い) 市民に開放し活用や維持管理を行う民有の森 由緒・由来ある樹林・樹木を指定し維持管理を支援

市民の英知で"楽しく・使いやすい公園"を育む



- •イベントや花壇づくりなど、愛着を持てる公園への仕組みづくり
- ワークショップなど市民参加型の公園リニューアル
- •都市公園の整備推進
- •ワークショップなど市民参加型の公園の新設 など



民間施設と公共施設の緑化でまちなかに"花と緑のシンボル"を創る



- •民間施設などでの「緑化ガイドライン」づくり
- 民間施設などでの取り組みを広報やホームページで紹介
- •官公署などで、計画段階から市民と協力し緑化に取り組む
- ・道路・公園などでの緑化推進のため、市民・事業者・行政の協働の仕組みづくり

"花と緑であふれる庭先・窓辺・まちかど"を創り・育む



- •「自分たちが住んでいる環境は自分たちで管理する」<mark>認識</mark>づくり、 緑化目標を地域の方自身が描ける手順のモデル設定
- ・生垣、庭先・窓辺・ベランダの花、壁面緑化などのモデル集作成
- •緑化重点地区、地区計画などの法的制度の活用

機能別緑地の配置方針



緑の有する機能に着目

環境保全

- ・山並み
- 河川・ため池
- 寺社林・杜さんなど
- まちなかの樹林地



レクリエーション

- ・里山の再生、遊歩 道など拠点の整備
- ・公園の整備
- 水辺の整備や活動 支援、樹林地活用



防災

- 土砂崩壊対策
- 洪水被害対策
- 延焼防止等対策
- 避難地等の確保
- 幹線道路の沿道の 緑化等



景観

- •山や樹林 (遠景)
- まちかどの緑や花 (近景)
- 美しいまちなみ(中 景 = 遠景と近景の 中間)



評価指標と目標値



目標値(抜粋)

緑地の確保目標 約55% (生駒市全域)

都市公園などの整備目標 11.58㎡/人→12.0㎡/人(都市公園)など

→緑を増やすことを指標にしている(人口増加が前提)

2. 都市緑地法等の改正

- 社会の変化と都市緑地法
- 都市緑地法の改正
- 事例紹介と改正のポイント

社会の変化と都市緑地法



都市をめぐる社会の変化

- 人口減少、少子高齡化
- ・災害の増加
- 家族構成や共働きなどライフスタイルの変化
- ・スマートフォン普及などIT技術の進展等

社会の変化と都市緑地法



法改正の背景

公園・広場・緑地・農地等のオープンスペースの多様な機能

景観(潤い)

体験•学習•交流

環境(雨水貯留・生物多様性) にぎわい

防災(延焼防止・避難)

など

緑豊かなまちづくりに向けた課題が顕在化

量的 課題

- 一人当たり公園面積が少ない地域が存在
- 都市農地は減少傾向(これまでは宅地化前提)

質的 課題

- 公園の老朽化・魅力の低下、有効活用の要請等
- 使い道が失われた空き地が増加

地方公共団体は、財政・人材面から新規整備・施設更新等に限界

都市緑地法等の改正(H29)



都市緑地法

- 都市における緑地の保全・緑化の推進に関し定める法律であり、緑の基本計画の根拠法。H29年に大きく改正
- 法改正に加え、緑の基本計画に位置付けるべきものが時代に応じて変化

緑の基本計画に特に関わる点

法改正のポイント

都市公園の再生・活性化

緑地・広場の創出

都市農地の保全・活用

緑の基本計画に位置付け

都市における生物多様性

緑地の「グリーンインフラ」機能



出展 生駒市ホームページ (生駒山麓公園)



生駒市萩の台地区「公園にいこーえん」主宰者提供写真

都市公園の再生・活性化



主な改正項目

- 「緑の基本計画」に掲げる項目に、公園の「管理」の方針が追加
- 保育所等の施設が設置可能に
- 公共還元型の収益施設の設置管理制度創設
- 公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸
- 公園の活性化に関する協議会の設置

ポイント

- ✓ 公園の整備中心 → 管理・活性化をいかに行っていくか
- ✓ 保育所やカフェ・レストラン等、民間施設が公園内に設置しやすく



緑地・広場の創出



主な改正項目

- 「緑の基本計画」に掲げる項目に、「緑地の保全」を追加
- 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充

ポイント

- ✓ 緑化の推進中心 → 今ある緑地の保全をいかに行っていくか
- ✓ 担い手として民間主体との協働がより一層重視、補助等が拡充。 ※生駒市では里山・緑地整備活動や、「市民の森」「樹林地バンク」制度あり





都市農地の保全・活用



市街化区域(まちなか)にある農地。期限付きで

主な改正項目

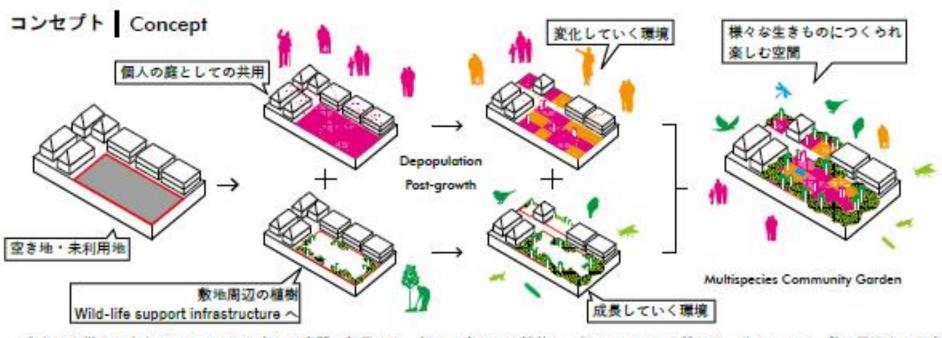
- 都市における「緑地」の定義に「農地」を追加
- 緑の基本計画に掲げる項目に、「生産緑地地区内の緑地の保全」が追加
- 生産緑地の面積要件引き下げ
- 直売所や農家レストランが設置可能に 市街化調整区域(山中など)並み課税に
- 賃貸ができないなど活用の縛りが解消

ポイント

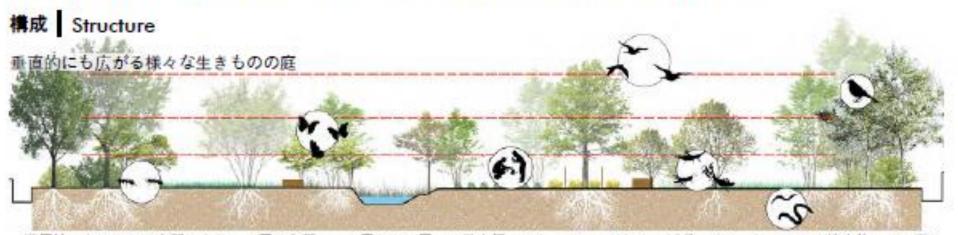
- ✓ 都市農地※は宅地化すべき→貴重なオープンスペースとして保全
- ✓ 新規指定・収益化のための施設設置・賃貸が以前よりもしやすく
- ※本資料では市街化区域内の農地を指す。

人間の枠を超えた共生(Multispecies)を共有の庭で目指す





空き地を様々な生きものにつくられ楽しむ空間へ転用する。個人の庭として解放し、個々のロットを設ける。その一方で、敷地周辺を市民参加での植樹により生きものたちにとっても生活できる環境としての基盤を整備する。人口減少やポスト成長社会の流れの中で、時間経過とともに、個人の庭の環境が変化し、緑は成長していく。人の「庭の楽しみ」がさまざまな生きものが楽しむ空間へと育っていく。



階層性のあるみどり空間により、上層は鳥類へ、中層から下層では昆虫類、地上レベルではヒトの活動、そして地中では土壌生物、と平面的にそして垂直的にも底が広がるという考え方を取り入れる。

出展 ルプレヒト・クリストフら「Multispecies Community Garden 縮小都市の豊かな暮らしに向けて、人間の枠を超えた 共生のデザインコンセプト提案 L 造園学会2020年度全国大会

都市における生物多様性



生物多様性に配慮した緑の基本計画

- 生物多様性は、環境改善・教育・地域愛着や文化形成などの機能※
- 多様な生物が生息・生育できる空間が減少し、保全・創出が必要
- 緑の基本計画に位置付けることで、市民・企業・行政が目標を共有した上で緑地 保全や緑化推進が可能に
- ※人だけでなく生き物のwell-beingも考えるべきとの指摘もある

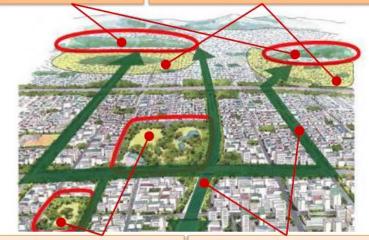


中核地区

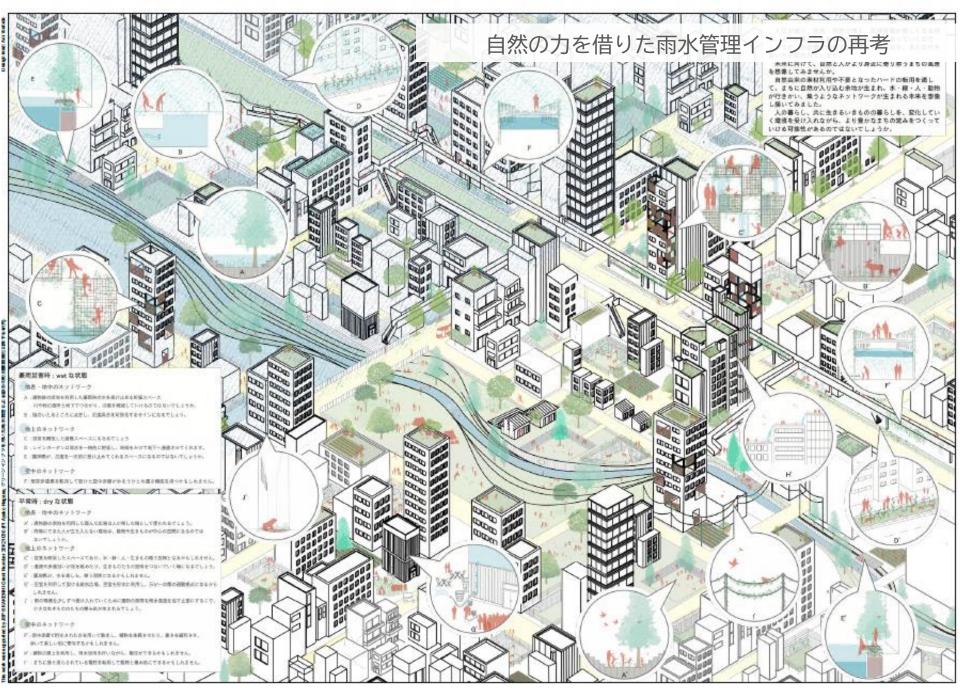
都市の郊外に存在し、他の 地域への動植物種の供給等 に資する核となる緑地

緩衝地区

中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して 存在し、これらの地区が安定して存続する ために必要な緑地を含む緩衝地帯



中核地区と拠点地区を結び動植物種の 移動空間となる河川や緑道等の緑地



出展 ルプレヒト・クリストフら「芸術と研究の共創による雨水管理インフラの根本的な再考」造園学会2022年度全国大会

グリーンインフラ



自然空間の持つ機能※を活用

- 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面で、水や緑など自然環境が 有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進める取組
- 人が自然とよりよく関われる豊かな生活空間を形成、人口減少・少子高齢化 に伴う土地利用の変化や気候変動に伴う災害リスクの増大等の課題に対応
- 導入目的や対象は国際的に統一されていない(国や地域で異なる)
- ※「インフラ」= 行政が整備してくれる印象を与えかねない/人間だけでなく自然にとって心地よい状態を考えるべき 等の指摘も。

ポイント

- ✓ 自然環境を地域課題の解決に活かす考え方
- ✓ 具体的な項目は各地域で議論し、市民・行政で推進する必要

景観(潤い)

体験·学習·交流

環境(雨水貯留・生物多様性) にぎわい

防災(延焼防止・避難)

など